

主 文

労働基準監督署長が、平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料に関する処分は、これらをいずれも取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、会社C事業所において電子部品製造等の業務に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日の朝、前日夜からの勤務を終了し、自家用車を運転して退勤する途中に気分が悪くなり、自ら119番通報してD病院に救急搬送されたが、同日、同病院において「くも膜下出血」（以下「本件疾病」という。）により死亡した。
- 3 請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、被災者の死亡を業務上の事由によるものであると認め、給付基礎日額を〇円として、これらを支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。本件は、請求人が、本件処分の給付基礎日額を不服として、同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査請求をした日から3か月を経過しても審査請求についての決定がなかったことから、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第38条第2項の規定に基づき、審査官の決定を経ないで本件処分の取消しを求めて再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

本件処分における給付基礎日額が、監督署長において算出した〇円を超えるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労基法第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、算定期間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされているが、この「支払われた賃金の総額」には、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、算定事由発生日において、既に債権として確定している賃金をも含むと解すべきである。

(2) 請求人は、本件処分における給付基礎日額の算定において、算定期間における①2回目の小休憩時間、②着替え及び移動時間並びに③食事休憩時間における時間外労働に係る未払賃金があるとして、上記第3の1のとおり主張しているので、以下検討する。

(3) 2回目の小休憩時間について

ア 請求人は、被災者は2回目の小休憩を取得できなかったため、この時間750分(10分×算定期間の労働日数75日)を労働時間として算定すべきである旨主張するところ、監督署長は、平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日、同月〇日、同年〇月〇日、同月〇日の合計5日間を2回目の小休憩が取得できなかった日として、50分を労働時間としている。

イ そこで、検討すると、会社のトリミング工程においては被災者と同時間帯に勤務する者はおらず、夜間は管理者もいない上、小休憩は機械を停止させて一斉に休憩するものではなく、各作業員が自身の仕事量を考え、その裁量で取得していたとされていることから、被災者の2回目の小休憩の取得状況

を確認できる資料はない。

E所長及びF社長は、要旨、「被災者の就労実態（休憩時間を含む。）を一番よく把握しているのはGである。」と述べているところ、Gは、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、要旨、「被災者と近くで仕事をしていたので仕事ぶりはわかっている。休憩は1日の勤務日につき、2回（各10分）あるが、被災者は、2回目の休憩時間はほとんど取得できなかった。それは、私の食事休憩と被災者の小休憩の時間が重なるので、その時間に被災者が休んでいれば顔を合わせるはずだが、この時間帯に顔を合わせたことはないからである。私も、小休憩の時間帯はずれるし、十分な休憩時間を取らずに仕事を続けることもある。」と述べている。

なお、Gは、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、「改めて考え直せば、後半の小休憩をほとんど取得できない状況にはなかったものと思う。」等と申述内容を変更しているが、当審査会としては、当初の申述は具体的であり、信用性が高いと判断するものである。

この点、会社関係者によれば、会社が新製品を作ることとなったため、平成〇年以降、微小チップ係トリミング工程の業務量が増え、人手不足もあって非常に多忙となったという状況があり、また、被災者は、平成〇年〇月からの始業時刻は午後9時のままであるが、週4日は午後7時から早出残業をしている上、算定期間において定時（翌日午前5時15分）で勤務を終了した日は1日もないなど、極めて忙しい状態にあったと推認されるところであり、被災者は2回目の小休憩を取得できない状況であったと考えることが相当である。

したがって、被災者は、算定期間の出勤日のすべてにおいて、2回目の小休憩は取得できなかったものとみて、これに相当する750分を労働時間として算定し直すべきであると判断する。

なお、監督署長は、修理等の作業時間が最低2時間を超えるものについてのみ休憩が取得できなかったと推認し、5日間のみ小休憩を取得できなかったとして合計50分間について労働時間であると認定しているが、同推認に合理性があるとは認め難く、当審査会としては、既に算入されている50分間を控除した700分間について、新たに労働時間であると算定し直すべきものと判断する。

(4) 着替え及び移動時間について

請求人は、着替え及び移動時間について、監督署長は1回当たり3分としているが、同僚やE所長の聴取書を根拠とすれば、1回当たり4分から5分として計算されるべきである旨主張する。

しかしながら、労働基準監督署担当官による実地調査によれば、移動時間は1分5秒と計測されていること、また、GもE所長も、着替えは私服から上着、ズボン、靴、帽子の一般的な作業服に着替えるもので、所要時間は2、3分である旨述べていることから、監督署長が、着替え及び歩行に要した時間を合わせて3分と認定したことには合理性があり、他に同認定を明確に否定し得る事実も認められないことから、請求人の同主張は採用することができない。

(5) 食事休憩時間について

請求人は、食事休憩45分間を全て労働時間とすべきである旨主張するが、Gは、「被災者が食事休憩（45分間）も取らずに作業していたことはなかったと思う。」と述べており、一件記録を精査するも、請求人の主張を裏付ける資料は見いだせず、当審査会は、被災者が食事休憩時間を取得していたものと判断する。

(6) 以上を総合すると、給付基礎日額の算定において、上記(3)の被災者の出勤日の2回目の小休憩時間（700分）を加算して労働時間を集計し直せば、被災者の給付基礎日額は〇円を超えることは明らかであるから、本件処分に係る給付基礎日額の算定は失当である。

3 結 論

以上のとおり、本件処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えることは明らかであるから、本件処分を取り消すこととして、主文のとおり裁決する。